

## 防府航空祭売店募集要項

### 1 概要

防衛省航空自衛隊防府北基地において令和6年度防府航空祭に売店を出店し、運営を行う業者について、次のとおり募集する。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）で「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (9) 代表者（応募者本人）又は当日の販売責任者が、基地で行う調整会議等に容易に参加できる者であること。
- (10) 募集要項に記載された内容及び(9)で示した調整会議等において、官側から示した注意、指示等を確実に遵守でき、かつ、それを確約できる者であること。

※ 上記の項目を満たしている場合でも過去に防府北基地で行われた同種の行事において、官側の注意、指示等に従わなかった業者等は、応募を断る場合がある。また、応募を断った場合において、航空自衛隊防府北基地に損害が生じた時は、その損害を賠償するとともに応募者に生じた損害についても、補償はない。

### 3 実施日等

#### (1) 開催日

令和6年6月2日

#### (2) 時程等（予定）

入門 0530～0630

準備、販売 0630～1300

撤収、出門 1300～1500

なお、当日の天候等の状況により、販売時間等が変更となる場合がある。

#### 4 募集数等

- (1) 30店舗（区画）程度（物品販売：15店舗程度、飲食提供：15店舗程度）
- (2) 1業者1区画（1区画：間口5.4m×奥行3.6m）
- (3) キッチンカーの出店は不可とする。

#### 5 募集業種及び販売品目

- (1) 物品販売：自衛隊、航空関連グッズ及びお土産
- (2) 飲食提供：食品、飲料水

#### 6 共通遵守事項（物品販売、飲食提供）

次に記載されている事項を遵守すること。違反した場合及び故意又は重大な過失により、基地側又は来場者に被害が発生、若しくは発生する恐れがある場合は直ちに業務を取消すとともに、次回以降、防府北基地で実施する公募に参加できない場合がある。

- (1) 業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 出店決定後に自己の都合により出店しなかった場合は、次回以降、防府北基地で実施する公募に参加できない場合がある。また、発生した費用の支払いは免除されない。
- (3) 入門者名簿兼身分証（別紙様式第3）で事前に申請のあった者以外の売店業務従事は認めない。
- (4) 電気及び水道等の基地内設備及び資材は一切使用できない。出店に必要な資材等は全て出店業者毎に用意すること。
- (5) 基地内で火気器具等を使用する場合は、必ず事前に届け出（別紙様式第6）をするとともに、店舗毎に使用する火気器具等に対応する消火器（簡易式スプレーは不可）を備え付け、消防法（昭和23年法律第186号）及び関連法令等を遵守すること。

なお、航空祭当日は基地消防小隊の担当者が各店舗の点検を行い、申請のない火気器具等の使用及び店舗に消火器を準備されていない場合は営業を認めない。

- (6) 基地内における車両の走行速度は時速30キロを上限とする。
- (7) 基地内の飲酒を目的とした酒類の販売及び持ち込みを禁止する。
- (8) ドローン等の持ち込み（使用及び販売等）を禁止する。
- (9) 基地内への立ち入り、車両運行、店舗等設置及び巡回中の指導等は必ず厳守すること。厳守されない場合には、その時点で営業中止等の処置を行う。
- (10) 基地乗入車両は、1業者当たり2台までとする。
- (11) 燃料及び調理に使う油脂等を使用する場合は、店舗区画を含む基地敷地内にこぼさないよう、使用区画の路面にブルーシートを敷く等の措置を行うこと。
- (12) 出店業者毎にゴミ箱（4.5リットル以上）を店舗前等に設置（ゴミ袋のみは不可）すること。また、自他店舗のゴミを問わず集積し持ち帰ること。
- (13) 同一人物の販売員が複数にわたる出店業者に登録することはできない。
- (14) 全ての販売品目及び価格（税込）が分かるよう、メニュー表等を見やすい位置に掲示すること。
- (15) 出店業者は、指定された場所で売店の運営を行うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。また、売店従事者の喫煙については、指定場所でするものとし、テント内での喫煙や歩行中、車両操作中の喫煙は不可とする。

- (16) 販売終了後は、売店周辺の清掃を確實に実施し、基地側の点検を受けること。  
清掃用具等は、出店業者毎に用意すること。
- (17) 売り上げについて、防府航空祭終了後1週間以内に「防府北基地航空祭売店係」まで電話連絡等すること。

## 7 物品販売遵守事項

- (1) 放射性同位元素が装備されたコンパス及び羅針盤等の販売を禁止する。
- (2) モデルガン（エアガン含む。）・弾薬・爆弾等の模造品と判断される商品は、危険物の範囲に含むため販売を禁止する。
- (3) 風船等の飛散物の販売を禁止する。
- (4) ラジコン等の飛翔物の販売を禁止する。

## 8 飲食提供遵守事項

- (1) 山口県山口環境保健所（Tel0835-22-3740）が発行する臨時食品営業届出確認書を受けること。  
※ 既製品以外の販売品目については、全て届出をすること。
- (2) 調理者及び販売員全員については、公共機関等が行う菌検査（必須検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、O-157）を出店業者決定日以降に受検すること。
- (3) 食品衛生法（食中毒関連）に定める保存食を航空祭当日の午前8時までに、調理したものを販売品目毎に分け、提出すること。  
※ 入場が早まった場合、提出していない店舗は、販売することはできない。
- (4) 変質、腐敗及び賞味期限切の商品等（生もの、冷凍もの）は、持ち込み及び販売等はできない。
- (5) 売店設置エリアにはグリストラップ等の汚水処理設備がないため、麺類等のゆで汁、残飯を含む残り汁等の廃棄が発生する食品の販売は禁止する。
- (6) 食中毒防止等から必ず消毒液、手洗い水等を備え付けること。

## 9 応募提出書類等（応募締め切り：令和6年3月15日（金）13:00必着）

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し  
※ 全省庁統一資格を有しない場合は、同等の資格を有することを証明するために次の書類を提出すること。
  - (ア) 登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）  
個人である業者にあっては、戸籍抄本。外国人である場合は外国人登録証、難民認定証明書等の合法的に日本に居住していることを証明できる書類の写し。
  - (イ) 財務諸表
    - 法人：直前の（申請日直前1年内に確定した）貸借対照表、損益計算書、収支計算書、決算報告書等の全部
    - 個人：直前の（申請日直前1年内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書の写し（白色申告は不可）
  - (ウ) 直前の法人税又は所得税に関する納税証明書  
※ 発行後3ヶ月以内のもの
    - 法人：その3の3
    - 個人：その3の2
- (2) 令和6年度防府航空祭出店申請書（別紙様式第1）
- (3) 誓約書（別紙様式第2）

- (4) 入門者名簿兼身分証（別紙様式第3）  
身分証が無い場合、基地内での営業活動は一切できない。  
入門者が4名以上の場合は、様式を必要枚数印刷し提出すること。  
身分証に使用する顔写真は、カラー、無帽、上三分身、無背景とし、申請前の6か月以内に撮影したものに限る。（サイズ縦28mm×横23mm）  
※ 身分証に使用する顔写真が不鮮明のものは、身分証として使用できないため、応募を断る場合がある。
- (5) 乗入車両届（別紙様式第4）  
許可された車両以外は、基地内への乗入れはできない。  
届け出がされていても、違法改造車両は乗入できない。
- (6) 販売品目内訳表（別紙様式第5）  
販売品目で、相応しくないと判断した商品は、持込及び販売はできない。
- (7) 火気器具等持込資材内訳書（別紙様式第6）
- (8) 会社概要等（別紙様式第7）
- (9) 委任状（別紙様式第8）
- (10) 誓約書（別紙様式第9）
- (11) 役員名簿（別紙様式第10）
- (12) 返信用封筒（長形3号）に返送先（郵便番号、住所、氏名等）を明記のうえ、94円切手を貼付。

## 10 出店業者の決定

提出された申請書類を基に書類選考を行い、応募多数の場合は、抽選を実施し令和6年4月24日（水）（予定）に決定する。決定した業者及び落選業者には、書面で通知する。

## 11 出店決定後に必要な書類（締め切り：令和6年5月17日（金）13:00必着）

- (1) 全業者  
事前説明会出席等申出書（出店業者決定後、送付する。）
- (2) 飲食提供業者のみ  
臨時食品営業届出確認済証（写）  
病原菌保菌検査結果（正）  
※ 出店決定後以降の調理者及び立ち入り者全員分を提出すること。

## 12 出店場所の決定

業種別等エリアを設定し、基地側にて抽選を行い各業者の出店場所を決定する。  
なお、出店場所（配置図）については、事前説明会時に周知する。

## 13 事前説明会

- (1) 注意事項  
事前説明会は必ず参加すること。出席しなかった場合は、航空祭の出店を認めない。
- (2) 出席者数等  
事前説明会への出席は、1業者2名までとし、乗入車両は1台とする。なお、他業者の代理出席は認めない。
- (3) 実施日時（予定）  
令和6年5月24日（金）14:30～（14:00受付開始）

正門付近の待機は基地業務に支障をきたすため、認めない。

(4) 実施場所（予定）

航空自衛隊防府北基地内 隊員食堂

(5) その他

事前説明会に出席される方は、入門手続きの際に身分を証明（顔写真入り）するものが必要となるため、自動車運転免許証等を持参すること。

14 経費

国有財産法の規定に基づく国有財産（土地）の使用料（2,000円）が必要となるため、お釣りが無いよう事前説明会の受付時に納付すること。

また、経費については業者決定後に発生するため、出店を辞退した場合でも必要経費を納付すること。

15 その他

(1) 航空祭実施日時等について、基地側の都合により中止又変更となる場合がある。

(2) テントは自前で用意すること。

テントのリース業者を利用する場合、リース業者は基地内に入門ができないため、事前にテントを借り、出店業者自らが設置すること。

(3) 開催当日の朝は、混雑が予想されるため、機材搬入（火気器具類を除く。）及びテント等の準備については、極力前日に行うこと。

(4) 航空祭終了時刻になつたら、販売を止め、速やかに撤収作業を開始すること。

(5) 航空祭が終了し基地側の指示があるまでは、基地内から出門することはできない。

(6) 提出した書類は、防府航空祭の臨時売店の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することはない。

(7) 後日、記入内容について問い合わせをする場合があるため、申請書等の提出する書類については、必ずコピー等を保管しておくこと。

(8) 本要項に定めのない事項及び細部については、必要な都度示す。

16 応募窓口（書類提出先及び問い合わせ先）

〒747-8567 山口県防府市田島無番地

航空自衛隊 防府北基地

第12飛行教育団 基地業務群 業務隊 厚生班 航空祭売店係

0835-22-1950（内線276）

受付時間 平日0900~1600（1300~1400除く。）

令和6年 月 日

航空自衛隊防府北基地司令 殿  
 (売店担当者気付)

店舗名  
 郵便番号  
 住所又は所在地  
 氏名又は名称  
 代表者氏名  
 電話(FAX)

印

## 令和6年度防府航空祭出店申請書

令和6年度防府航空祭において、売店の出店を希望するので、募集要項を熟読、理解したうえ下記書類を添付して申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

### 1 防府航空祭出店申請関係

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)
- (2) 誓約書(別紙様式第2)
- (3) 入門者名簿兼身分証(別紙様式第3)
- (4) 乗入車両届(別紙様式第4)
- (5) 販売品目内訳表(別紙様式第5)
- (6) 火気器具等持込資材内訳書(別紙様式第6)
- (7) 会社概要等(別紙様式第7)

### 2 国有財産使用申請関係

- (1) 委任状(別紙様式第8)
- (2) 誓約書(別紙様式第9)
- (3) 役員名簿(別紙様式第10)

誓約書

令和6年度防府航空祭における売店の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令等及び次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に低触した場合は、いかなる処分を受けても異存ありません。

- 1 販売代表者は出店に関する全ての行為について全責任を負います。また、暴力団との関係を調査するために、警察に情報を提供しても構いません。
- 2 出店に際して認められた目的以外の行為は一切行いません。
- 3 出店の意思がなくなり、若しくは出店が不可能となった場合には速やかに基地側に連絡し指示を受けます。
- 4 安全管理に万全を尽くし、火気の使用、乗入車両の運行等について基地側の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
- 5 食品を取り扱う場合は、食品衛生法等の定めにより衛生管理に十分配慮し、基地側及び保健所の指導に従い食中毒の発生防止に努め、販売代表者の責任のもと、確実に細菌検査を実施します。
- 6 販売品目及び価格は、基地側が容認する範囲とし、有害な商品及び基地側が不適と判断するものについては販売しません。
- 7 出店に際し、基地側の施設、物品等を汚損、滅失又は破損等した場合は、速やかに報告するとともに、これを現状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 8 出店申請及び出店に関して発生した費用等は、全てこれを負担します。  
航空祭が中止又は内容等が変更された場合も同様とし、これによって発生した費用、損害等についても、一切基地側に請求いたしません。
- 9 各委任行為で決定された事項に対しては、異議申し立てはいたしません。
- 10 その他、出店に関して疑義を生じた場合はその都度基地側と協議に、指示を受けます。

航空自衛隊防府北基地司令 殿

令和6年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者 氏名

印

## 入門者名簿兼身分証

1 店舗名 \_\_\_\_\_

2 入門者数 \_\_\_\_\_名

3 入門者名簿兼身分証

氏名（フリガナ）  
\_\_\_\_\_生年月日  
S·H·R 年 月 日住所（建物名、部屋番号まで）  
〒 \_\_\_\_\_電話番号（携帯電話可）  
\_\_\_\_\_令和6年度防府航空祭  
売店業者身分証顔写真  
サイズ  
縦28mm  
横23mm店舗名  
\_\_\_\_\_氏名  
\_\_\_\_\_枠内に貼付け  
はみ出し厳禁氏名（フリガナ）  
\_\_\_\_\_生年月日  
S·H·R 年 月 日住所（建物名、部屋番号まで）  
〒 \_\_\_\_\_電話番号（携帯電話可）  
\_\_\_\_\_令和6年度防府航空祭  
売店業者身分証顔写真  
サイズ  
縦28mm  
横23mm店舗名  
\_\_\_\_\_氏名  
\_\_\_\_\_枠内に貼付け  
はみ出し厳禁氏名（フリガナ）  
\_\_\_\_\_生年月日  
S·H·R 年 月 日住所（建物名、部屋番号まで）  
〒 \_\_\_\_\_電話番号（携帯電話可）  
\_\_\_\_\_令和6年度防府航空祭  
売店業者身分証顔写真  
サイズ  
縦28mm  
横23mm店舗名  
\_\_\_\_\_氏名  
\_\_\_\_\_枠内に貼付け  
はみ出し厳禁

※ 顔写真は、カラー、鮮明、無帽、上三分身、無背景とし、  
 申請6か月以内に撮影したものに限る。条件を満たしていない  
 場合、出店申請はなかったものとする。

## 乗入車両届

1 店舗名 \_\_\_\_\_

2 乗り入れ車両

No.	車種	色	車両番号	車両サイズ 全長 (m) × 全幅 (m)
1				×
2				×

※ 乗入車両の台数は、1店舗（1区画）当たり2台とし、届け出た車両を変更する場合、又はレンタカーについては、車種等が分かり次第速やかに担当者まで連絡すること。（連絡がない場合、基地への乗り入れを認めない。）

## 販売品目内訳表

1 店舗名 \_\_\_\_\_

2 販売品目

販売品目	規格等	価格（税込）
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

※ この販売品目内訳表は、当日の販売品目の照合及び販売された商品の照会に使用するため、販売する品目を漏れなく記入すること。  
 なお、記載のない商品の販売を発見した場合、営業を停止させる。

## 火気器具等持込資材内訳書

1 店舗名 \_\_\_\_\_

2 火気器具（申請のない火気器具は、当日の使用不可）

使用する燃料等	火気器具名	数量
液体燃料 (灯油、ガソリン等)		計 台
固体燃料 (木炭、練炭等)		計 台
气体燃料 (プロパンガス等)		計 台
電気		計 台

3 液体燃料携行缶

携行量	備考
リットル	灯油、ガソリン等の液体燃料を、携行（予備燃料含む。）する場合に記入。 (消防法に適合した携行缶を使用すること。)

4 消火器（火気器具を使用する場合は、業務用消火器が1つにつき1本以上必要です。）

種類 (該当に□)	適応種類 (該当に□)	規格	数量	備考
<input type="checkbox"/> 粉末	<input type="checkbox"/> A：一般火災			
<input type="checkbox"/> 泡	<input type="checkbox"/> B：油火災			
<input type="checkbox"/> 炭酸ガス	<input type="checkbox"/> C：電気火災	型	本	住宅用消火器及びエアゾール式消火具は認められません。

## 会社概要等

1 店舗名 \_\_\_\_\_

2 会社概要等 (印刷物等がある場合は、本紙の後に添付することにより本欄の記入省略可)

氏名又は名称	
代表者氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
社員数	
店舗数	
主な業務内容	
売上高(前会計年度)	
沿革	

3 他のイベント等においての出店状況 (過去3年程度)

出店時期	場所	イベント名

委任状

代 理 人  
住所又は所在地  
氏名又は名称

私

当社

は、上記の者を代理人と定め、下記内容にかかる申請・交付・受領に関する一切の権限を委任します。

記

1 内容

令和6年度防府航空祭における臨時売店の出店に関する国有財産使用許可

2 添付書類

誓約書(別紙様式第9)

役員名簿(別紙様式第10)

誓約書

□私

□当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別添様式第10により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、

速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
中国四国防衛局長 殿

令和6年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称

印

令和6年 月 日

## 役員名簿